

事 務 連 絡
令和 5年12月22日

事 業 主 様

東京都千代田区三番町14番地4
東京トラック事業健康保険組合

加入者の住所情報の取扱いについて

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、組合運営事業にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、厚生労働省から保険局長通知「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について(保発1130第1号)」が11月30日に発出され、迅速な資格情報の登録が可能となるよう、被保険者資格取得届について被保険者の住民票上の住所の記載を必須化すること等が示されました。

これを受け、届出書の「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届」について、**住民票上の住所を記載**していただき、住民票上の住所と居所住所が異なる場合については、別紙の居所住所届を提出していただけるよう健保事務担当者及び被保険者の方々へご周知方よろしくお願い申し上げます。

当該省令改正は、令和5年12月8日に施行されます。

お問い合わせ先
東京トラック事業健康保険組合 適用課
03-3264-2366 (直通)